

足利市職員の育児休業等に関する条例及び足利市会計年度任用職員の  
給与及び費用弁償に関する条例の改正について

行政経営部 人事課

1 趣旨

会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、国の非常勤職員との均衡、人材確保や意欲向上の観点から、令和 5 年 5 月 8 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、令和 6 年度から支給することが規定されました。

総務省通知によれば、勤勉手当は、対象となる会計年度任用職員には支給すべきものであり、支給方法は常勤職員の取扱いとの均衡を踏まえて定める必要があると示されていること、また、近隣自治体の状況のほか、非正規雇用の処遇の改善が広く求められていることから、これらを踏まえた会計年度任用職員の勤勉手当支給に係る所要の規定を整備するため条例改正するものです。

2 改正内容

令和 6 年 6 月から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するもの（支給月数は正規職員と同様）

※期末手当の支給条件と同様、任期の定めが 6 月以上、週当たり 20 時間を超える勤務時間の者を対象（支給見込 561 名）

<参考>

期末・勤勉手当の支給月数

| 区分           |       | 期末手当  |       |      | 勤勉手当  |       |      | 年間計  |
|--------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|------|
|              |       | 6 月期  | 12 月期 | 計    | 6 月期  | 12 月期 | 計    |      |
| 一般職員         | R6 年度 | 1.225 | 1.225 | 2.45 | 1.025 | 1.025 | 2.05 | 4.50 |
| 会計年度<br>任用職員 | R5 年度 | 1.200 | 1.250 | 2.45 | -     | -     | -    | 2.45 |
|              | R6 年度 | 1.225 | 1.225 | 2.45 | 1.025 | 1.025 | 2.05 | 4.50 |

3 影響見込額

約 188,000 千円（一般会計）

4 施行期日

令和 6（2024）年 4 月 1 日